

禁止物質レベル1

・製品に使用される可能性のある物質を対象とし、現在法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質で、本物質を使用している場合は即時に使用中止しなければならない。

No.	物質名	規制内容	一般的に含有する部材名	法規制
1	ポリ塩化ビフェニル (PCB)類	意図的使用禁止かつ 50ppm未満であること	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、可塑剤、難燃剤など	化審法 POPs条約 EU POPs 規則 Annex I
	ポリ塩化ターフェニル (PCT)類	意図的使用禁止かつ 50ppm未満であること	絶縁油、潤滑油、電気絶縁材、可塑剤、難燃剤など	EU REACH規則 Annex XVII
2	アスベスト類	意図的使用禁止 なお、併行生産や製造設備からの意図しない混入/付着も含めて、当該物質の含有を禁止する	ガスケット(シーリング材)、絶縁体、充填剤、研磨剤、顔料、塗料など	EU REACH規則 Annex XVII
3	特定有機スズ化合物 ビス(トリブチルスズ)=オキシド 3置換有機スズ化合物	1000ppm未満(スズ含有濃度)であること	塗料、顔料、防腐剤、安定剤など	化審法 EU REACH規則 Annex XVII
4	特定有機スズ化合物 ジブチルスズ化合物	1000ppm未満(スズ含有濃度)であること	樹脂安定剤、ポリウレタン用硬化触媒、シリコーン用硬化触媒など	EU REACH規則 Annex XVII
5	特定有機スズ化合物 ジオクチルスズ化合物	1000ppm未満(スズ含有濃度)であること (規制対象に限定あり)	皮膚に触れる繊維、壁、フロアカバーなど	EU REACH規則 Annex XVII
6	短鎖型塩化パラフィン (SCCP、C10-13)	意図的使用禁止かつ1500ppm未満であること	ポリ塩化ビニル(PVC)用可塑剤、難燃剤など	EU POPs 規則 Annex I POPs条約
7	特定臭素系難燃剤 (PBB)	意図的使用禁止かつ 1000ppm未満であること EU RoHS指令対象機器以外については、PBDEは500ppm未満であること	プリント基板、筐体、端子台、プラスチック難燃剤 電池の材料としての用途、包装材料、玩具・育児用品など	化審法 EU RoHS指令 EU REACH規則 Annex XVII EU POPs 規則 Annex I TSCA
8	特定臭素系難燃剤 (PBDE)	EU RoHS指令 対象機器 意図的使用禁止かつ1000ppm未満	(1)EU RoHS対象機器	化審法 EU RoHS EU POPs Annex I TSCA POPs条約
		EU RoHS指令 対象機器以外 意図的使用禁止かつ10ppm未満	(2)上記以外:すべての用途(電池の材料としての用途、自動車用部品、包装材料、育児用品など) <適用除外> ・PBDEを含むリサイクル材を含有する玩具および育児用の材料中における350ppm未満のPBDE(2026年10月20日まで) ・PBDEを含むリサイクル材を含有する成形品(玩具と育児用品以外)の材料中における350ppm未満のPBDE(2027年6月30日まで) ・PBDEを含むリサイクル材を含有する成形品(玩具と育児用品以外)の材料中における200ppm未満のPBDE(2027年7月1日以降)	
9	特定アミンを形成する アゾ染料・顔料	特定アミンとして 30mg/kg(30ppm)未満であること (規制対象に限定あり)	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性がある繊維物、革製品など	EU REACH規則 Annex XVII
10	ポリ塩化ナフタレン (塩素数が1以上の物質)	意図的使用禁止	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤	EU POPs 規則 Annex I 化審法 POPs条約
11	カドミウム及びその化合物	100ppm未満であること (適用除外あり)	包装材料、プラスチックの安定剤、顔料、塗料、インキ、コーティング剤など	資源有効利用促進法 EU RoHS指令 EU REACH規則 Annex XVII EU ELV指令
12	鉛及びその化合物	1000ppm未満であること (適用除外あり)	包装材料、はんだ材料、ロウ付け材、鉛蓄電池、電子部品、冷陰極管、塗料、顔料、染料、インキなど	資源有効利用促進法 EU RoHS指令 EU REACH規則 Annex XVII EU ELV指令
13	六価クロム化合物	・皮革製品及び皮革部品3ppm未満 ・上記以外 1000ppm未満であること (適用除外あり)	包装材料、ネジ・板金などの防錆、耐食表面処理、メッキ、着色剤、皮革製品	資源有効利用促進法 EU RoHS指令 EU REACH規則 Annex XVII EU ELV指令
14	水銀とその化合物	1000ppm未満であること (適用除外あり)	スイッチ、センサー、包装材料、塗料、インキ、顔料、水銀電池、水銀時計	EU RoHS指令 資源有効利用促進法 水俣条約 EU ELV指令
-	No.10-13 四重金属 (カドミウム、鉛、六価クロム、水銀)	意図的使用禁止かつ包装を構成する部材の質量を分母として総合計100ppm未満であること (規制対象は包装材料)	顔料、染料、塗料、インキ、粘着剤、ラベルなど	EU包装材料指令 米国特定州 包装材料重金属規制
15	オゾン層破壊物質 (HCFCは除く)	意図的使用禁止	冷媒、発泡剤、実装基板の洗浄剤など	オゾン層保護法 モントリオール議定書 米国フロン税
16	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	意図的使用禁止	冷媒、発泡剤、実装基板の洗浄剤など	EU ODS規則 米国 大気浄化法
17	ホルムアルデヒド	・木材ベースの成形品 気中濃度0.062mg/m ³ (0.05ppm)未満 ・上記以外の成形品 気中濃度0.080mg/m ³ (0.06ppm)未満	すべての用途(成形品が対象) 但し、建材、住宅設備等の規制値は該当する事業者・事業場で別途規定する	EU REACH規則 Annex XV II TSCA カナダ環境保護法1999
18	ペルフルオロオクタンスルホン酸およびその塩およびPFOS関連物質	意図的使用禁止かつ ・PFOS(塩を含む)の場合 25ppb(0.025ppm)未満 ・1つまたは複数のPFOS関連物質の組み合わせの場合 濃度合計が1000ppb(1ppm)未満 ・半製品、成形品、部品 1000ppm未満 ・表面処理 1μg/m ² 未満であること(適用除外あり)	すべての用途	EU POPs Annex I 化審法 POPs条約
19	特定ベンゾトリアゾール	意図的使用禁止	プラスチック樹脂用紫外線吸収剤	化審法
20	ジメチルフマレート	0.1ppm未満であること	防湿剤、防カビ剤など	EU REACH規則 Annex XVII
21	多環芳香族炭化水素 (PAH)	1ppm未満であること	自動車、家庭用品、衣類、履物、リストバンド、マスク	EU REACH規則 Annex XVII
22	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)	意図的使用禁止かつ75ppm未満	難燃剤	EU POPs Annex I 化審法 POPs条約
23	フタル酸エステル(4種) フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) フタル酸ブチルベンジル(BBP) フタル酸ジ-n-ブチル(DBP) フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1種の濃度で1000ppm未満であること	ゴム、エラストマー、樹脂用可塑剤、塗料、インク、接着剤用添加剤など	EU RoHS指令
		EU RoHS指令 対象機器以外 4種の合計濃度で1000ppm未満であること	ゴム、エラストマー、樹脂用可塑剤、塗料、インク、接着剤用添加剤など	EU REACH規則 Annex XVII
24	塩化リン酸エステル系難燃剤(3種) ・トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート(TDCPP) ・トリス(2-クロロエチル)ホスファート(TCEP) ・トリス(1-クロロ-2-プロピル)ホスファート(TCPP)	1000ppm未満であること	難燃剤	米国国内法 (自治体法を含む)

禁止物質レベル1

No.	物質名	規制内容	一般的に含有する部材名	法規制
25	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	意図的使用禁止 (規制対象に制限あり)	スタンドアローン冷却機器、集中冷却機器 チラー、移動可能冷却機器、家庭用冷蔵庫 自動車のエアコンなど	カナダ環境保護法1999
26	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩及び PFOA関連物質	意図的使用禁止かつ ・PFOA(塩を含む)の場合、25ppb(0.025ppm)未満 であること ・1つまたは複数のPFOA関連物質の組合わせの 場合、濃度未達が1000ppb(1ppm)未満であること (適用除外あり)	フッ素樹脂/ゴム、フッ素コーティング、半導体露光工程 での反射防止剤	EU POPs 規則 Annex I
27	炭素数9から14のペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA)とその塩およびC9-C14 PFCA関連物質*3 (別名: 炭素数9から14のパーフルオロカルボン 酸(C9-C14 PFCA)とその塩およびC9-C14 PFCA関連物質)	【C9-C14 PFCA】 意図的使用禁止かつ ・C9-C14 PFCA(塩を含む)の場合、 25ppb(0.025ppm)未満であること ・1つまたは複数のC9-C14 PFCA関連物質組合 せの場合、濃度合計が260ppb未満	すべての用途 <適用除外> ・電離放射線または別分解によるポリテトラフルオロエ チレン(PTFE)マイクロパウダー製造の不純物として 1ppm以下のC9-C14 PFCA	EU REACH規則 Annex XVII POPs条約
		【C15-C21 PFCA】 意図的使用禁止	すべての用途	POPs条約
28	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とそ の塩及びPFHxS関連物質 (別名: パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質)	意図的使用禁止かつ ・PFHxS(塩を含む)の場合、25ppb(0.025ppm)未満 であること ・1つまたは複数のPFHxS関連物質の組合わせの 場合、濃度未達が1000ppb(1ppm)未満であること	フッ素コーティング、金属めっき	POPs条約
29	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	意図的使用禁止 (適用除外あり)	難燃剤、可塑剤	TSCA
30	デクロランプラス™	意図的使用禁止かつ1000ppm未満 (2027年4月16日から1ppm未満)	すべての用途 <適用除外>(2029年8月26日まで) ・航空宇宙、防衛用途 ・医療用画像診断と放射線治療の装置/設備	化審法 EU POPs Annex I POPs条約
31	特定ベンゾトリアゾール化合物(2) UV-328	意図的使用禁止かつ100ppm未満 ・2026年8月4日から10ppm ・2028年8月4日から1ppm未満	すべての用途 <適用除外>(2030年2月4日まで) ・自動車(トラック、自動二輪車、建設用、農業用、産業 用などを含む) ・産業塗装(エンジニアリング機械/鉄道輸送/大型鋼構 造物の重防食塗装など) ・偏光板中のトリアセチルセルロース(TAC)フィルム ・航空機	化審法 EU POPs Annex I POPs条約
32	短鎖型塩化パラフィン (MCCP、C14-17) (塩素化率45重量%以上のものに限る)	意図的使用禁止	すべての用途 <適用除外> ①次の用途に使用される軟質ポリ塩化ビニル ・建設分野(建物とその他構造物のメンテナンスを含む)におい て、商業目的以外で使用される屋内空間の床材以外の用途 ・建設分野のワイヤーおよびケーブル ・医療機器及び対外検査用機器のワイヤー及びケーブル ②断熱用の軟質発砲エラストマー(FEF) ③次の用途に使用される接着剤および風刺材 ・ドア及び窓のシーリングに使用されるポリサルファイド系シー ラント及び一成分ポリウレタンフォーム ・防水コーティングおよび防食コーティング ・航空宇宙および防衛用途 ④航空宇宙および防衛製品の非構造接着に使用されるテープ ⑤皮革の加脂成分(子供用製品を除く)	POPs条約

禁止物質レベル2

(1) 禁止物質レベル1に定める物質以外で条約・法規制により期限を定めて製品含有が禁止される物質

(2) 条約・法規制で定められた期限を前倒して製品含有の禁止を推進する物質

(3) 自主的な取り組みで使用を制限する物質

※本物質の製品含有が確認された場合には、規定された期限や制限条件に基づいて代替の推進を行わなければならない。

No.	物質名	使用禁止時期	使用制限	法規制
1	ポリ塩化ビニル(PVC) およびその混合物、その共同合体	2011年4月以降	(1)電気・電子機器の新製品における内部配線 (2)製品及び製品に同梱されるアクセサリに 用いられる包装材	自主規制
2	ビスフェノールA(別名: BPA、2,2-ビス(4-ヒドロ キシフェニル)プロパン)と類似懸念があるビス フェノール類	今後の法規制動向に応じて 設定	すべての用途	EU REACH規則
3	有機ハロゲン難燃剤(OFR)	今後の法規制動向に応じて 設定	次の用途 (1)ディスプレイのプラスチック製筐体およびスタンド (2)上記以外: 屋内用途のEEEのプラスチック製筐体 <適用除外> (1)皮膚に接触しない部品の筐体 (2)コード、ケーブル、スイッチ、コネクタ	米国国内法
4	デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)	今後の法規制動向に応じて 設定	すべての用途	カナダ環境保護法1999
5	ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロア ルキル物質(PFAS)	2031年1月1日 ただし今後の法規制動向に 応じて変更する場合もある	すべての用途	米国国内法
6	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxA)とその塩お よびPFHxA関連物質	2026年10月10日	織物、革、毛皮、皮での使用において ・PFHxA(塩を含む)の場合、25ppb(0.025ppm)未満 ・1つまたは複数のPFHxA関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が 1000ppb(1ppm)未満	EU REACH規則

禁止物質レベル3

現時点で使用を禁止する物質ではなく、法規制等で禁止等が検討されている物質で、代替に向けた課題を

明確にすると共に、今後の法規制動向を踏まえ、禁止時期を検討する物質。禁止時期が決定された後は禁止物質レベル2とする。

No.	物質名	選定ポイント	法規制	No.	物質名	選定ポイント	法規制
1	DEHP、BBP、DBP、DIBP以外のフタル酸エス テル	-	EU REACH規則 プロポジション65 TSCA SNUR 米国特定州包装材有 害物質規制	5	酸化ベリリウム	廃棄時の暴露回避	WEEEリサイクル 情報提供対象物質
2	三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素	廃棄時の暴露回避	REACH規則認可 対象候補物質	6	リン酸トリフェニル(TPP)	-	TSCA
3	塩化コバルト	乾燥剤の誤用による暴露	REACH規則認可 対象候補物質	7	添加型テトラブロモビスフェノールA (TBBPA)	-	EU REACH
4	セラミック繊維	廃棄時の暴露回避	REACH規則認可 対象候補物質	-	-	-	-